

生活衛生とちぎ

編集・発行
 栃木県保健福祉部生活衛生課
 〒320-8501
 宇都宮市埴田1-1-20 TEL.028(623)3110
 公益財団法人 栃木県生活衛生
 営業指導センター
 〒320-0027
 宇都宮市埴田1-3-5 砂川ビル
 TEL.028(625)2660

平成25年度後継者育成支援事業

次代を担う若年者に対し、インターンシップ等を通じ、生活衛生に対する理解や職業観を深め、将来、職業を選ぶ際の選択肢の一つとして動機づけを行った。



インターンシップ事業

○栃木県理容生活衛生同業組合

栃木県理容生活衛生同業組合は、11月2日(土)・3日(日)の2日間、今年で4回目となる栃木県立栃木商業高等学校文化祭「栃商デパート」に模擬サロンを出店し、後継者育成支援事業を行った。講師が教師を一般客として実際にカットをするなどのデモンストレーションを行い、プロの技を間近に見て、プロのすばらしさを感じてもらった。その後、生徒は、役員及び県講師の指導の下、ウィッグを用いて実際に生徒がカット体験をした。また、模擬サロンの助手として体験するに

当たり、接客法・ヘルプの手順等を学んだ。そして、生徒が「模擬サロン」を開店し、模擬サロンの助手として、一般客(文化祭来場者)の来店時における接客、カット前の準備(タオルかけや刈布かけ、髪へのスプレー等)と髪を切ったあとの床掃除を体験した。



2013.11.03

主な内容

生活功労者表彰	2	組合だより	6
経営特別相談員研修の開催	2	協議会支部だより	8
営業再生特別研修事業	3	経営者講習会	8
税務署からのお知らせ	4		

栄えある受賞おめでとうございます

平成25年10月25日に東京都千代田区のホテルニューオータニにおいて、平成25年度の生活衛生功労者表彰式が挙行されました。

受賞された方々は、永年にわたり生活衛生同業組合の組織強化と業界発展のために顕著な功績を挙げられ受賞されたものです。受賞されました皆様に心からお祝い申し上げ、今後とも引き続きのご活躍をお祈り申し上げます。

受賞された方々は、次のとおりです。(敬称略)

厚生労働大臣表彰



永井 静子
栃木県美容業生活衛生同業組合
理事長



谷中 良平
栃木県料理業生活衛生同業組合
副理事長



山本 賢司
栃木県理容生活衛生同業組合
理事長

中央会理事長表彰



黒子 和夫
栃木県美容業生活衛生同業組合
副理事長



小林 富枝
栃木県社交飲食業生活衛生同業組合
元常務理事

平成25年度経営特別相談員研修会 (県央・県北地区)

平成25年度経営特別相談員研修会を第2回目は10月1日(火)に県央地区(宇都宮・鹿沼・今市・真岡)、第3回目は10月29日(火)に県北地区(大田原・矢板・南那須)で多数の参加者を得て開催しました。

この研修は、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターから委託を受けて実施しているもので、本年度は、先に開催した県南地区(小山・安足・栃木地区)を含め県内3地区で開催しました。

平成25年度の実施状況は、次のとおりでした。

○開催日・開催地区・特相員受講者数

平成25年 8月20日(火)	県南地区	30名
平成25年10月 1日(火)	県央地区	44名
平成25年10月29日(火)	県北地区	18名

○研修内容

- ・経営特別相談員制度の概要及び役割について
- ・生衛業の税制(青色申告と税務及び白色申告)について
- ・生活衛生改善貸付の概要及び有効活用について
- ・経営指導員活動による意見交換について



平成25年度生活衛生関係営業再生特別研修事業

生衛業者が経営に関する専門的な知識を深め、経営基盤の整備に繋げていくことができるようにするため、組合役員、経営特別相談員、生衛業者を対象に研修会を開催した。

○栃木県理容生活衛生同業組合

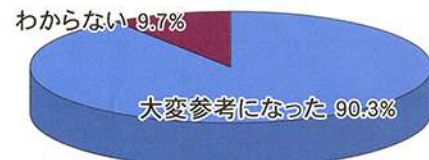
栃木県理容生活衛生同業組合では、固定客の維持と新たな顧客を呼び込むなどして顧客の増大を図るため、全理連ニューヘア2014「VitA」講習会を実施し、顧客の新たなニーズに対応した理容技術の向上を図った。

日時 平成25年8月20日(日)

場所 総合コミュニティーセンター(宇都宮市)

講師 全理連中央講師 白川 丈晴 氏

参加者 65名



今回の講習会で今後のお店の経営に役立つと思うか



○栃木県飲食業生活衛生同業組合(代表幹事)

県内の全ての組合で組織する「生衛業再生支援対策特別実行委員会」を立ち上げ、全組合が一丸となって組合離れ等の問題に取り組んでいくこととした。本年度の具体的な取組としては、組合離れ問題とアウト対策、地域コミュニティー機能の強化等について協議を行うとともに研修会を開催し、組合離れ問題や地域コミュニティー問題等について共通認識を持ち、改善策等の方向性を導くとともに、併せて地域で営業する生衛業者が自治会活動や奉仕作業に積極的に参加する意識を醸成し、生衛業が進めている「安全・安心のまちづくり」について、地域住民や非組合員に発信することとした。

生衛業再生支援対策特別実行委員会の開催

日時 平成25年10月22日(火)

場所 ニューみくら(宇都宮市)

内容 地域ふれあい事業と
組合離れ問題及びアウト対策

参加者 20名

県内14組合共同事業

代表幹事 栃木県飲食業生活衛生同業組合

事務局 栃木県社交飲食業生活衛生同業組合



消費税法改正等のお知らせ

I 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の主な改正内容

1 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引上げることとされました。

区分	適用開始日	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率		4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率		1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計		5.0%	8.0%	10.0%

※経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※引上げ後の税率は、経過措置(「4 税率引上げに伴う経過措置」参照)が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

◆消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年10月1日施行「消費税転嫁対策特別措置法」)において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

※消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」(下記URL)をご覧ください。

URL <http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

消費税価格転嫁等総合相談センターが設置されました

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されました。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けます。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】平日9:00～17:00(平成26年3月・4月は土曜日も受付)

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>(24時間受付)

2 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

○制度の概要

その事業年度の基準期間(注)がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人(新規設立法人)のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの(特定新規設立法人)については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

(注) 「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

①	その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合(特定要件)に該当すること。
②	上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者(判定対象者)の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間(基準期間相当期間)における課税売上高が5億円を超えていること。

○適用開始時期

平成26年4月1日以後に設立される新規法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

3 任意の中間申告制度の創設

○制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付することができることとされました。

○適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(平成27年3月末決算分)から適用されます。

4 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります(「1 消費税の引上げ」参照)。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

II 消費税転嫁対策特別措置法に規定する「総額表示義務の特例措置」

○制度の概要

「消費税転嫁対策特別措置法」第10条の規定により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間において、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)」を講じている場合に限って、税込価格を表示(総額表示)しなくてもよいとする特例が設けられました。

なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【誤認防止措置の具体例】

総額表示義務の特例措置の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

例1 値札、チラシ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。

① ○○○円(税抜価格) ② ○○○円(税別) ③ ○○○円(本体価格) ④ ○○○+消費税

例2 個々の値札等においては「○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

III 課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正

○制度の概要

平成26年4月1日以後に行われる総額表示義務の対象となる取引について、総額表示を行っている場合において、その取引に係る決済上受領すべき金額を税込価格を基礎として計算することができなかったことにつきやむを得ない事情があるときは、経過措置として、当分の間、旧消費税法施行規則第22条第1項(注)の規定を適用できることとされました。

また、上記IIの総額表示義務の特例措置の適用を受ける場合にも、総額表示を行っているものとして、この経過措置の適用を受けることができることとされました。

(注)消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成15年9月30日財令第92号)により、廃止された消費税法施行規則第22条第1項をいいます。

○適用開始時期

平成26年4月1日以後に行う課税資産の譲渡等から適用されます。

○お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねいただくか、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「消費税法の改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」をご覧ください。

○税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いいたします。

栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合 宿泊従業者向け人材育成研修の実施

栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合では、青年部員が主体となり厚生労働省委託「新事業展開地域人材育成支援事業」に応募、選定されました。今年10月より那須、宇都宮、鬼怒川の3地域で研修を開始しています。研修内容は「旅館ホテルの歴史、現状、未来について」「旅館ホテルの存在価値、提供価値その事例について」「現場ですぐ活用できる実践的な会話スキルについて」「お客さまとの接遇を楽しめる考え方について」「食事とお酒の文化理解、地元の特産品について」「栃木県の観光資源について」「後方部門の動線改善について討議」「新たな栃木名産料理の創造について討議」の8つのカリキュラムを各地域4日間で実施します。

各回ごとの昼食は地域の郷土料理、地産地消の料理を美食して最終的な栃木名産料理の創造への理解を深め、同じ地域の研修も各回ごとに施設を変えて他の施設が見学できるように工夫しています。

現在の参加人数は50名で第1回研修が終了したところですが、受講者のアンケートでも満足度の高い研修になっているようです。



栃木県クリーニング業生活衛生同業組合 全国初の帽子クリーニングキャンペーンを展開

全国でも初めてとなる帽子クリーニングキャンペーンを9月から半年間、宇都宮市内の44組合員、89店舗において行い、クリーニング業の役割を増大させ、併せて新規顧客の掘り起こしも図る。

期間中組合加盟店にのぼり旗を立て、帽子クリーニングをPRするとともに、帽子クリーニングの仕上げに専用の帽子仕上機を使い、従来とは異なる仕上げで顧客の満足度を高め、クリーニング業に対する利用者の理解と信頼の向上を図ることが大きな狙い。

帽子仕上機は、厚生労働省の補助金を活用し、宇都宮市内の2店舗に設置し、そこを拠点として組合加盟店が洗った帽子を仕上げというマシンリング（機械を所有しないで組合員が共同利用）の実証実験を行う。組合では、昨年度、これまでの共同出資による共同工場とは異なる新たなシステムであるマシンリングの考え方を検討すべきとの報告書をまとめ、本年度、宇都宮地区でモデル的に実証実験を行うことになった。

この実証実験の結果を報告書にまとめ、全国に向けて帽子クリーニングの需要の潜在力、マシンリングの可能性を発信していく。



栃木県興行生活衛生同業組合 映画愛好者懇談会を開催して

平成25年10月24日(木)宇都宮市内の組合事務所((株)プラザヒカリ内)で「平成25年度映画愛好者懇談会」を開催した。

この懇談会には、利用者として「うつのみや映画友の会」代表の小室明男氏をはじめ、報道機関からは下野新聞常務取締役黒内和男氏、同地域貢献推進室長石崎公宣氏、更に学術分野からは文星芸術大学教授小林利延氏の他、県内の絵画を愛する文化人等12名が参加し、組合側からは、柳理事長をはじめ10名の会員が参加して活発な意見交換が交わされた。

また、(公財)栃木県生活衛生営業指導センターからは専務理事小野塚和康氏が参加した。

懇談会では、はじめに、同組合理事長柳勲氏から映画鑑賞者の減少に伴い、映画館でしか味わうことのできない「映画の魅力」を大いに訴えることにより、映画をとおして利用者の皆様に心安らぐ、ゆとりのある生活ができるように努めて参りたい。他方、映画業界もこの10年で郊外型のシネコンの進出とデジタルシネマ化の普及により大きく変遷してきている旨のことが話された。

利用者側からは、大作以外のアート系映画の上映を促進すること、シネマトークなどのイベント開催や入場サービスなどの料金体系の簡素化及び多方面からの映画のコマーシャルなどの広範な意見や要望があり、活発な意見交換会となり多くの収穫があった。



栃木県寿司商生活衛生同業組合 寿司は世界に誇る安全安心な健康食

10月6日に栃木県がパーティとちぎ男女共同参画センターで開催した「元気なとちぎの消費者市」において、「すし誕生物語」、「魚介アレルギーの基礎知識」、「すしの栄養とカロリー」などを盛り込んだパンフレットを来場者に配布し、新鮮で栄養素に富んだ寿司の良さをPRした。

また、同時に、寿司業界の「安全・安心への取り組み」や「寿司屋の利用状況」などについてアンケート調査を実施した。

これらのPR活動は、組合が本年度の重点事業に掲げ取り組んでいる「消費者に対する正しい情報の提供事業」として実施しているもので、組合員には衛生水準の向上、原材料・原産地表示やアレルギー表示などの情報提供の積極的な取り組み促進するとともに、消費者には、これら寿司業界の取り組みや寿司の魅力について理解を深めていただき、安全安心な寿司店の利用の促進を図ることが狙い。

宇都宮市内から訪れたお子さん連れの母親は「寿司ごとのカロリーやアレルギーの表示があるので子供も安心。これからはそうした表示がある寿司屋さんを利用してみたい」と話していた。



協議会支部だより

鹿沼支部

栃木県生活衛生同業組合協議会鹿沼支部(小川勝支部長)では、10月24日(木)、そば割烹日晷(奈良部繁雄代表)において、消費者懇談会を開催しました。

今年は、鹿沼市農村生活研究グループの方々に参加していただき、栃木県めん類業生活衛生同業組合鹿沼支部(金子庸二支部長、以下「めん組合」)が担当となり、そば打ち体験、試食、意見交換を行いました。

そば打ち体験では、めん組合の奈良部理事長らが講師となって実演を行った後、消費者の方に実際に「水回し」から「練り」、「へそだし」等の工程を経て「切り」まで体験していただきました。その中で消費者の方からは、「打ち粉にはどんな粉を選ぶと良いか?」「そば粉とつなぎの割合はどれくらいが良いか?」「水はどれくらい入れると良いか?」といった様々な質問が寄せられました。

体験で打ったそばの試食を行った後に行われた意見交換で指導センター専務理事小野塚氏の進行で、消費者からは「そば屋さんは女性だけだと入りづらい。女性でも入りやすいよう工夫してほしい」、「セルフのお

茶やお水があると良い」、「デザートのあるとうれしい」、「景色が良いお店や、ついでに買い物できるお店が良い」といった貴重な御意見をいただき、今後の経営に大変参考となる内容となりました。



平成25年度経営者講習会

栃木県中華料理生活衛生同業組合

卓越した技術で皆様においしさをお届けします。

栃木県中華料理生活衛生同業組合では、平成25年度振興事業の実施計画に基づき、経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事業として経営者講習会を開いた。本年度は「丸鳥ガラスープの使い方」をテーマに味の素株式会社中橋正幸氏を講師に迎え、丸鳥使用ガラスープを使った中華料理について聴講した。この丸鳥使用ガラスープは、「丸のままの鶏肉」と「がらのエキス」を使用した中華のだしで、スープ料理や料理のベースに幅広く使え、また、ひと手間が活きるかくし味としても使えるとの熱い話に、参加者も熱心に聞き入っていた。組合では、食の安全安心を基本に、こうした講習会をとおりて組合員の店舗がオリジナルメニューやブランド商品を開拓するなどして更にステップアップし、お客様に喜んでもらえるお店づくりに組合員と一緒に取り組んでまいります。

